

『2017年地方公務員法改正－会計年度任用職員制度の導入等に向けた実務－』におきまして、170頁～171頁内の罫表内に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り修正いたします。

4. 非常勤職員の休暇等一覧

国家公務員（非常勤職員）等の休暇等

国家公務員（非常勤職員）

	非常勤職員	注意書き	有給無給	根拠規定	
年次休暇	10日以内（6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与）	※1 ※2	有	人規15-15第3条	
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第1号	
	官公署出頭	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第2号	
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間	有	人規15-15第4条第1項第3号	
	出勤困難	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第4号	
	退勤途上	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第5号	
	忌引	親族別日数（遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数）以内	※3	有	人規15-15第4条第1項第6号
	産前	6週間（多胎妊娠は14週間） 予定日以後出産の日までの期間を含む		無	人規15-15第4条第2項第1号
	産後	8週間		無	人規15-15第4条第2項第2号
	保育時間	1日2回各30分以内 生後1歳に達しない子の保育		無	人規15-15第4条第2項第3号
	子の看護（小学校就学前）	5日以内（1年度） （子が2人以上の場合には10日）	※4	無	人規15-15第4条第2項第4号
	短期介護	5日以内（1年度） （要介護者が2人以上の場合には10日）	※4	無	人規15-15第4条第2項第5号
	介護休暇	通算93日以内 （3回まで分割可）	※5	無	人規15-15第4条第2項第6号
	介護時間	連続する3年以内 （1日2時間まで）	※6	無	人規15-15第4条第2項第7号
	生理日の就業困難	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第8号
	妊娠疾病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第9号
	公務上の傷病	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第10号
私傷病	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間（1年度）	※7	無	人規15-15第4条第2項第11号	
骨髄等ドナー	必要と認められる期間		無	人規15-15第4条第2項第12号	
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	一日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間（回数制限あり）	無	人規10-7第5条	
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間	有	人規10-7第6条第2項	
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき一日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間		無	人規10-7第7条

地方公務員に適用される休暇等に係る労働基準法等の規定

	民間	注意書き	関係法令	
年次休暇	10日以内（6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与）	※8	労基法第39条	
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要な期間	労基法第7条	
	官公署出頭	必要な期間	労基法第7条	
	産前	6週間（多胎妊娠は14週間）以内 予定日以後出産の日までの期間を含む。		労基法第65条
	産後	8週間		労基法第65条
	育児時間	1日2回各々少なくとも30分 生後1歳に達しない子の保育		労基法第67条
	子の看護（小学校就学前）	5日以内（1年） （子が2人以上の場合には10日）		育児・介護休業法第61条第11項
	介護休暇	5日以内（1年） （要介護者が2人以上の場合には10日）		育児・介護休業法第61条第16項
	介護休業	通算93日以内 （3回まで分割可）		育児・介護休業法第61条第6項
	介護時間	連続する3年以内 （1日2時間まで）		育児・介護休業法第61条第32項
	生理日の就業困難	生理日（就業が著しく困難な場合）		労基法第68条
	妊娠等による障害	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条
	妊産婦の健康診査及び保健指導	母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間		男女雇用機会均等法第12条
	妊産婦の休息・補食	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置		男女雇用機会均等法第13条
	妊娠中の通勤緩和			男女雇用機会均等法第13条